



平成 23 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 北海電気工事株式会社  
 代表者名 取締役社長 吉川 照一  
 (コード番号 1832 札証)  
 問合せ先 理事企画部長 二階堂 栄  
 (TEL 011-811-9400)

### 支配株主等に関する事項について

#### 1. 親会社、支配株主(親会社を除く。)又はその他の関係会社の商号等

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

| 名称        | 属性  | 議決権所有割合(%) |       |       | 発行する株式が上場されている<br>金融証券取引所等                               |
|-----------|-----|------------|-------|-------|--|
|           |     | 直接所有分      | 合算対象分 | 計     |  |
| 北海道電力株式会社 | 親会社 | 52.84      | 0.19  | 53.03 | 株式会社東京証券取引所 市場第一部<br>株式会社大阪証券取引所 市場第一部<br>証券会員制法人札幌証券取引所 |

#### 2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け、その他の上場会社と親会社等との関係

北海道電力株式会社は、当社の議決権の 53.03% (間接保有を含む) を所有する親会社です。

当社は同社の企業グループのなかで、同社から配電線・送電線・発電所等の電気工事および送電線・変電所等の保守業務などを受注しており、同社が有する電力安定供給への責務の一端を担っております。

当期における当社の売上高に占める同社の割合は約 8 割であり、同社への売上比率は高いものの、取引条件については市場価格等を勘案し、価格交渉のうえ決定しており、他の企業との取引条件と同様のものとなっております。

役員の兼任につきましては、同社の常務取締役 1 名および理事配電部長が当社の社外取締役を兼任し、同社の常任監査役 1 名および同社の子会社の取締役 1 名が当社の社外監査役を兼任しております。また、当社は、期末現在で同社から従業員 144 名の出向者を受入れています。

当社は同社および企業グループとの協力関係を保ちながら事業展開を図っていく方針ではありますが、同社兼任取締役の就任状況や出向者の状況は、独自の経営判断を妨げるほどのものではなく、一定の独立性が確保されているものと考えております。

#### 3. 支配株主等との取引に関する事項

(自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日)

| 種類  | 会社等の<br>名称    | 所在地        | 資本金<br>(億円) | 事業の<br>内容 | 議決権等の<br>被所有割合<br>(%) | 関連当事者<br>との関係                  | 取引の<br>内容 | 取引金額<br>(千円) | 科目           | 期末残高<br>(千円) |
|-----|---------------|------------|-------------|-----------|-----------------------|--------------------------------|-----------|--------------|--------------|--------------|
| 親会社 | 北海道電力<br>株式会社 | 札幌市<br>中央区 | 1,142       | 電気事業      | 直接 52.84<br>間接 0.19   | 電気工事の<br>請負施工等<br><br>役員の兼任・転籍 | 工事請負等     | 41,078,842   | 完成工事<br>未収入金 | 6,912,523    |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 配電線工事のうち単価契約工事は、双方の合意に基づいた「配電工事基準・マニュアル I [工事基準偏(架空線)]」を基準とし、年当初に締結する「配電工事請負契約書」の「覚書(工事単価)」、「覚書(配電工事副資材単価)」により決定しております。
2. 送電線・変電所等の保守業務受託は、年当初に締結する「送変電保守委託基本契約書」により決定しております。
3. 上記1及び2以外の工事については、その都度算定する見積原価をもとに交渉を行い決定しております。
4. 取引金額には、消費税等が含まれておらず、各科目の残高には、消費税等が含まれております。

4. 親会社又は支配株主(親会社と除く。)を有する場合において当該親会社又は支配株主(親会社を除く。)との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に基づき、親会社との取引条件については市場価格等を勘案し、価格交渉のうえ決定しており、他の企業との取引条件と同様のものとなっております。

また、前記2に記載のとおり、当社は、事業活動や経営判断において親会社からの一定の独立性は確保されているものと認識しており、少数株主に不利益を与えることがないよう公正かつ適切に対応しております。

以 上